

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、同法第112条の2第2項第1号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社鉞組
登録教習機関の住所	岐阜県高山市松之木町 1270 番地 62
代表者職氏名	代表取締役 鉞勇貴
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	飛騨高山技能講習センター 岐阜県高山市松之木町 1278 番地 1
行うことのできる技能講習	玉掛け技能講習
登録年月日	令和6年5月16日
登録の有効期間の満了日	令和11年5月15日
登録番号	第170号

令和6年5月16日

岐阜労働局長

